

令和4年11月29日

令和4年第4回  
恵那市議会定例会議案



# 恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

議第 97 号 恵那市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	5
議第 98 号 恵那市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	11
議第 99 号 恵那市職員の定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	17
議第 100 号 恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について	35
議第 101 号 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	45
議第 102 号 恵那市介護老人保健施設条例の一部改正について	47
議第 103 号 恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	49
議第 104 号 恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	53
議第 105 号 指定管理者の指定について	57
議第 106 号 指定管理者の指定について	59
議第 107 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	61
議第 108 号 令和 4 年度恵那市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議第 109 号 令和 4 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 110 号 令和 4 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 111 号 令和 4 年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 112 号 令和 4 年度恵那市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 113 号 令和 4 年度恵那市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 114 号 令和 4 年度恵那市病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 115 号 令和 4 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第 2 号）	別冊



議第97号

恵那市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

恵那市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり定める。

令和4年11月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、恵那市個人情報保護条例を廃止し、同法から委任され、及び許容された事項を規定するため、この条例を定める。

## 恵那市個人情報の保護に関する法律施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者としての権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

### (個人情報取扱事務の届出)

第3条 実施機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）を開始しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。この場合において、届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
- (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- (9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団

## 体等行政文書

(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による個人情報取扱事務の開始又は届出事項の変更に関する届出に係る事項及び前項の規定による個人情報取扱事務の廃止に関する届出に係る事項を、個人情報取扱事務ごとに、かつ、全ての個人情報取扱事務について、記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。この場合において、当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

- 3 市長は、開示請求を受けた場合において、前項の規定により当該請求に係る費用を負担する本人に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その者が負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則

で定める事項を記載するものとする。

(恵那市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、恵那市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年 恵那市条例第 号）で定める恵那市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

#### 附 則

(施行期日)

第1条 令和5年4月1日から施行する。

(恵那市個人情報保護条例の廃止)

第2条 恵那市個人情報保護条例（平成16年恵那市条例第15号）は、廃止する。

(恵那市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の恵那市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定によるその職務について知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第8号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前ににおいて旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第14条第1項から第3項まで、第19条第1項、第19条の2第1項又は第20条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示（これに係る手数料を含む。）、訂正、

削除及び中止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（1）この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

（2）第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（恵那市情報公開条例の一部改正）

第4条 恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号。以下「情報公開条例」という。）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「広報」を「広報、官報、白書、新聞、雑誌、書籍」に改める。

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加え、同号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改め、「に規定する地方公務員」の次に「並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員」を加え、同条第2号の次に次の1号を加える。

(2) の 2 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 60 条 第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号第 7 条第 5 号中「という。」の次に「若しくは地方独立行政法人」を、「機関との間」の次に「若しくは国等の内部」を加え、同条第 6 号才中「市、国」の次に「、独立行政法人等」を加え、「独立行政法人等」を「地方独立行政法人」に改め、同号才を同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イを同号ウとし、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ  
(情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第 5 条　前条の規定による改正後の情報公開条例第 2 条及び第 7 条の規定は、前条の規定の施行の日以後に情報公開条例第 5 条の規定によりされた公開の請求について適用し、同日前にされた公開の請求については、なお従前の例による。

（恵那市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の一部改正）

第 6 条　恵那市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例（平成 28 年恵那市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を削り、第 14 条を第 13 条とする。

議第98号

恵那市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

恵那市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のとおり定める。

令和4年11月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、恵那市情報公開条例に基づく公文書の公開請求及び同法に基づく個人情報の開示請求の審査請求等を諮問する組織として整備するため、この条例を定める。

## 恵那市情報公開・個人情報保護審査会条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、恵那市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

### (設置)

第2条 情報公開制度における審査請求並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、恵那市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問序 恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号。以下「情報公開条例」という。）第17条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（議会を除く。以下同じ。）をいう。

(2) 行政文書 情報公開条例第7条又は第8条第1項に規定する公開決定等（次条第1号において「公開決定等」という。）に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第2号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るもの）をいう。

### (所掌事務)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 情報公開条例第17条第1項の規定による諮問に応じ、公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(3) 恵那市議会個人情報保護条例（令和 年恵那市条例第 号）第46条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての

## 審査請求に関する事項

(4) 恵那市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年恵那市条例 第 号）第8条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保等に関する事項

(組織)

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第7条 審査会に、会長を1人置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の調査審議)

第8条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、審査請求に係る諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議)

第15条 審査会は、第4条第4号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第4条第4号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、実施機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 令和5年4月1日から施行する。

(情報公開条例の一部改正)

第2条 情報公開条例の一部を次のように改正する。

第19条から第24条までを削り、第25条を第19条とし、第26条を第20条とし、第27条を第21条とし、第27条の2を第22条とし、第28条から第30条までを5条ずつ繰り上げる。

(情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際（以下「施行日」という。）現に前条の規定による改正前の情報公開条例（以下「旧条例」という。）第19条の規定により設置された恵那市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第19条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。



議第99号

恵那市職員の定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

恵那市職員の定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

令和4年11月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方公務員法の一部改正による職員の定年延長制度の導入に伴い、関係条例中の条文の整備を行うなど所要の改正をするため、条例10本を一つの整備条例として、この条例を定める。

# 恵那市職員の定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(恵那市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市職員の定年等に関する条例（平成16年恵那市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雜則（第14条）

## 附則

### 第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限

は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、恵那市職員の給与に関する条例（平成16年恵那市条例第37号）第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び恵那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年恵那市条例第236号）第4条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（これらの職のうち医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下の章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13

条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第 10 条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力（次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等をする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第 9 条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 3 項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定

により延長された期間を含む。) が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき (第 2 項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間 (前 3 項又はこの項の規定により延長された期間を含む。) が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第 10 条 任命権者は、前条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第 3 項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第 11 条 任命権者は、第 9 条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第 4 章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 12 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職 (臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。) をした者 (以下この条及び次条において「年齢 60 年以上退職者」という。) を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職 (当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。) に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日 (短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。) を経過した者であるときは、この限りでない。

第 13 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考

により、短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

## 第5章 雜則

### (委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

### (定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、恵那市職員の定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 年恵那市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の恵那市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、当該職員の定年は、年齢65年とする。

### (情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の

提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（恵那市職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 恵那市職員の分限に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第5条中「とする」を「並びに法第 28 条の 2 第 1 項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において、」を「該当し、」に、「とき」を「場合」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

3 恵那市職員の給与に関する条例附則第 15 項の規定の適用を受ける職員に対する第 5 条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに恵那市職員の給与に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 37 号）附則第 15 項の規定による降給とする」とする。

4 第 8 条の規定は、恵那市職員の給与に関する条例附則第 15 項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（恵那市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 恵那市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第4条中「期間」の次に「、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段と

して次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第13条第1項第1号及び第20条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 恵那市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(恵那市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 恵那市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 恵那市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 恵那市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附則に次の1項を加える。

3 恵那市職員の定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 年恵那市条例第 号）附則第2条第1項の規定による期限の延長することとされている職員は、恵那市職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例の規定を適用する。

（恵那市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第7条 恵那市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 16 年恵那市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」）を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（恵那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 恵那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第22条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

（恵那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第9条 恵那市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年恵那市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(恵那市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 恵那市職員の再任用に関する条例（平成16年恵那市条例第22号）は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(恵那市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の恵那市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の恵那市職員の定年等に関する条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の

前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(恵那市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢

到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務をする職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務をする職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までに、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（規則で定める組合を

いう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

**第5条** 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において

て同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(恵那市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は同項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用短時間勤務職員（附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第14条において同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）

を行う職員に対する恵那市職員の給与に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 37 号）附則第 15 項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（恵那市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第 14 条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 7 条の規定による改正後の恵那市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（次項において「改正後条例」という。）の規定を適用する。

2 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後条例第 2 条各号の規定を適用する。

（恵那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 15 条 暫定再任用職員については、恵那市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条、第 6 条、第 8 条及び第 17 条の規定は、適用しない。

議第100号

恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について

恵那市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年11月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に基づく職員の定年延長制度の導入及び人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に伴い、恵那市職員の給与を見直すなど所要の改正をするため、この条例を定める。

## 恵那市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

恵那市職員の給与に関する条例（平成16年恵那市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第6条 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第14条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）を「交通機関等（第1号及び次項において）に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第18条第1項中「場合は」「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」「場合には」に改める。

第24条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短

時間勤務職員」に、「6月に支給する場合においては100分の95.0（特定管理職員にあっては、100分の115）、12月に支給する場合においては100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」を「100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

第27条第2項中「第11条」を「第5条第3項及び第4項、第7条並びに第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第7条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法（次号及び次項第2号において「令和5年旧地方公務員法」という。）第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員のうち、規則で定める職員 63歳

(2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員（前号に規定する職員を除く。）のうち、規則で定める職員 60歳を超える64歳を超えない範囲内で規則で定める年齢

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時の任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員

- (3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職員
- (5) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 17 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1ア 行政職給料表（一）の表中「再任用職員以外」を「定年前再任

再任 用職 員	187,700	215,200	255,200
---------------	---------	---------	---------

274,600	289,700	315,100	356,800	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月 額
					円 187,700

基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額
円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

に改め、同表

イ 行政職給料表（二）の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員		193,600	204,700	223,200
-------	--	---------	---------	---------

244,000	274,700
---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		193,600	204,700	223,200

基準給料月額	基準給料月額
円 244,000	円 274,700

に改める。

】

別表第2ア 医療職給料表（一）の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用

」

短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		296,200	338,600	393,000
-------	--	---------	---------	---------

466,000	565,900
---------	---------

「を」

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 296,200	円 338,600	円 393,000

基準 給料月額	基準 給料月額
円 466,000	円 565,900

」

に改め、同表イ 医療職給料表（二）の表中「再任用

「  
再任  
用職  
員

職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100
--	---------	---------	---------	---------	---------

「を」

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	
---------------------------------------	--

基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
円	円	円	円	円
188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

に改め、同表ウ 医療  
」

給料表（三）の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員  
「

再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円
289,100	326,200			

」を

基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
円	円	円
272,800	289,100	326,200

に改める。

別表第3ア 行政職給料表（一）等級別基準職務表の表中「こども園副園長又は高度な知識経験を必要とする業務を行う総括主査の職務又はこれらに相当する職務」を「総括主査、こども園副園長の職務」に、「こども園長又はこれらに相当する職務」を「こども園長の職務」に、「企画官、管理官、技術指導官、主幹又はこれらに相当する職務」を「管理官、主幹の職務」に、「理事、部長、会計

管理者、議会事務局長、消防長、教育委員会事務局長、副教育長、部次長、調整監又はこれらに相当する職務」を「部長、部次長、技監の職務」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

第2条 この条例による改正後の恵那市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第15項から第21項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される恵那市職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年恵那市条例第27号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される恵那市職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年恵那市条例第27号）第2条第

3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第24条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第25条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第5条第3項及び第4項、第7条並びに第11条から第13条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他の経過措置の規則への委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議第101号

恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年11月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に基づく定年延長制度の導入及び人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に伴い、恵那市一般職の任期付職員の給与を見直すなど所要の改正をするため、この条例を定める。

## 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年恵那市条例第 50 号）の一部を次のように改める。

第 8 条第 1 項中「（以下「専門任期付職員」という。）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の給料月額は、当該職員が地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるとした場合に適用される恵那市職員の給与に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 37 号。以下「給与条例」という。）第 3 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第 3 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるとした場合に適用される給与条例第 3 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第 3 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額に、当該職員について定められた勤務時間を勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 9 条第 1 項中「恵那市職員の給与に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 37 号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

第 10 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第102号

恵那市介護老人保健施設条例の一部改正について

恵那市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年11月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市介護老人保健施設ひまわりの定員を改めるため、この条例を定める。

## 恵那市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

恵那市介護老人保健施設条例（平成 29 年恵那市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「95 人」を「99 人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第103号

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年11月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

貸付金の種類に恵那市介護人材育成修学資金を加えるため、この条例を定める。

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例  
の一部を改正する条例

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（令和4年  
恵那市条例第34号）の一部を次のように改正する。  
別表の改正規定を次のように改める。

別表に次のように加える。

恵那市教員修学資金	(1) 修学資金の貸与を受けた者が死亡したとき。	全部又は一部
	(2) 修学資金の貸与を受けた者が精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、当該貸付金の返還が不可能であると市長が認めたとき。	
	(3) 修学資金の貸与を受けた者が教員免許を取得後、岐阜県内の公立の小学校又は中学校において教員（講師を除く。）の業務に従事した後、異動の拠点となる勤務地を本市として登録し、市内の公立の小学校又は中学校において同業務に一定期間以上従事したとき。	
	(4) 修学資金の貸与を受けた者が教員免許を取得後、市内の公立の小学校又は中学校において講師の業務に一定期間以上従事したとき。	
	(5) その他特にやむを得ない事情があると市長が認めたとき。	
恵那市介護人材育成修学資金	(1) 修学資金の貸与を受けた者が死亡したとき。	全部又は一部
	(2) 修学資金の貸与を受けた者が精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、当該貸付金の返還が不可能であると市長が認めたとき。	
	(3) 福祉系高校において修学資金の貸与を受けた者が、介護福祉士の登録を行い、市内の介護施設等において介護サービス業務に一定期間以上従事したとき。	
	(4) 福祉系高校以外の高等学校において修学資金の貸与を受けた者が、市内の介護施設等において介護サービス業務に一定期間以上従事したとき。	
	(5) その他特にやむを得ない事情があると市長が認めたとき。	

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第104号

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年11月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市消防団員の定員及び年額報酬の額を改めるため、この条例を定める。

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を  
改正する条例

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「1,200 人」を「780 人」に改め、同項第 2 号中「220 人」を「300 人」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

階級	年額報酬の額
団長	82,500円
副団長	69,000円
分団長	50,500円
副分団長	45,500円
部長	38,000円
班長	37,000円
団員	36,500円

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第105号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 恵那市介護老人保健施設ひまわり

2 指定管理者となる団体の名称等

東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人 地域医療振興協会

理事長 吉新 通康

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで



議第106号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 施設の名称 恵那駅西駐車場（自転車駐車場を含む。）  
武並駅前自転車駐車場

2 指定管理者となる団体の名称等  
愛知県名古屋市中川区八熊二丁目1番11号  
株式会社日本メカトロニクス  
代表取締役 北村 博人

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで



議第107号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

公用車事故による損害賠償の額について、次のとおり決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

1 損害賠償の相手方 住所 恵那市※※※※※※※※  
氏名 ※※ ※※

2 損害賠償の理由 令和4年7月13日午後3時頃、恵那市串原地内において、運転操作誤りにより公用車が道路脇に落下したため、相手方の建物が破損し、損害を与えた。

3 過失割合 市：相手方=100：0

4 損害賠償の額 1,096,700円  
上記金額の内訳  
建物損害額 1,096,700円

